

公募型指名競争入札の執行について

公募型指名競争入札を次のとおり執行する。

平成 29 年 7 月 12 日

大阪市住宅供給公社
理事長 齋 恒三

1 担当課

〒530-0041 大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社総務部経理課
電話 06-6882-7003

2 入札に付する事項

(1) 委託名称

コーシャハイツ諸口北外 5 住宅量水器整備業務委託

(2) 履行場所

鶴見区・港区・中央区・西区・福島区

(詳細は仕様書による)

(3) 履行期間

契約締結後 から 平成 29 年 12 月 15 日

(4) 業務概要

計量法に基づき、大阪市住宅供給公社（以下「当公社」という。）が管理する賃貸住宅における私設遠隔式量水器（検定有効期間満了）を、直読式量水器、またはパルス発信式量水器に機種変更を行い、整備を実施する。（詳細は量水器整備業務委託仕様書による）

3 発注方式

単体企業に発注する。

4 入札参加資格

次に掲げる条件 (1) ～ (6) のすべてに該当し、当公社の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

(1) 入札参加申請時において、次の①～②のいずれかに該当すること。

① 平成 29・30 年度大阪市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01：建物等各種施設管理-13：上工水道施設管理-03：その他上工水道施設管理」で登録がある大阪市指定の指定給水装置工事事業者であること。

② 経済産業大臣（旧通産大臣）が認可した特定計量器製造事業者（事業の区分の略称：水道メーター第一類及び水道メーター第二類）であること。

(2) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(3) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 次に掲げる条件の全てに該当する業務責任者を配置できること。

①給水装置工事主任技術者の資格を有する者。

②申請者と直接的な雇用関係があること。

(6) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次の①～④のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。

ア 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。)の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合の支店(営業所を含む。)の所在地が、同一場所である場合

エ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

オ 一方の会社等の大阪市又は当公社の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

5 入札参加申請等

(1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申請書

イ 印鑑証明書(原本)

注 申請時において、発行日より3か月以内のものに限る。

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

注 入札参加の申請・入札・契約締結等の権限を委任する場合のみ必要。

注 受任者は支店長・営業所長又はこれに準ずる地位以上の者に限る。

オ 配置予定業務責任者調書

注 給水装置工事主任技術者の資格を有する者の免状の写しを添付すること。

注 申請者と直接的な雇用関係が確認できるものを添付すること。（以下の中からいずれか1つ。）

- ・健康保険被保険者証の写し（所属会社のわかるもの。）
- ・標準報酬決定通知書の写し
- ・雇用保険における被保険者証の写し
- ・雇用保険における被保険者証通知書の写し（事業主通知用）
- ・市町村発行特別徴収税額通知書の写し（特別徴収義務者用）

カ 資本関係・人的関係に関する調書

キ 指定給水装置工事事業者証の写し

(2) 交付期間

平成29年7月12日（水）から平成29年7月26日（水）

9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

但し、土・日曜日及び祝日を除く。

(3) 交付場所

下記にて受領するか、当公社ホームページよりダウンロードすること。

当公社 経理課（契約担当）

大阪市北区天神橋6丁目4番20号（住まい情報センター6階）

T E L 06-6882-7003

ホームページ <http://www.osaka-jk.or.jp/>

(4) 受付期間

平成29年7月25日（火）から平成29年7月26日（水）

10：00～17：00（12：00～13：00を除く）

(5) 受付場所

上記（3）交付場所と同じ。

(6) 申請書類は、入札参加受付期間に受付場所に持参して提出しなければならない。

(7) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(8) 提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

6 入札参加申請書の取扱いについて

受付後の入札参加申請書の撤回は認めない。

7 入札参加者の指名等

(1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査したうえ、平成29年8月2日（水）に電話にて指名通知し、指名通知書を交付する。

(2) 指名されなかった申請者に対しては、理由を付して通知する。

8 質疑等

(1) 仕様書等に疑義がある場合は、下記の日時までに質疑書をFAXにて提出すること。

質疑受付期限 平成29年8月8日（火） 17：00 まで

質疑提出先 当公社 住宅管理部管理課

FAX 06-6882-7021

(2) 回答は、平成29年8月18日（金）付で、当公社ホームページ上で掲載する。

9 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行日時

平成 29 年 8 月 24 日 (木) 10 : 00

(2) 入札執行場所

当公社 5 階 入札室

10 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者、又は入札参加の指名をされなかった者

(2) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者

(3) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者

(4) 入札参加申請時より入札時までの間において、4- (6) に該当する事実が判明した者。ただし、該当する者の 1 者を除くすべてが入札を辞退した場合、残る 1 者は入札に参加することができる。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約保証人 不要

12 入札の無効

(1) 大阪市住宅供給公社経理規程第 67 条第 1 項の規定に該当する入札

(2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 上記 (1) の規定により落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじ等により落札者を決定するものとする。

14 その他

(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある

大阪市住宅供給公社経理規程（抄）

（入札の無効）

第67条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1） 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札
- （2） 指定の日時まで提出又は到着しなかった入札
- （3） 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- （4） 入札者の記名押印がない入札
- （5） 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- （6） 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- （7） 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- （8） 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- （9） 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- （10） その他入札に関する条件に違反した入札

2 入札の効力は、理事長が決定する。